

兵庫医科大学西宮病態モデル研究センターP2Aエリア利用細則

(目的)

第1条 この規則は、兵庫医科大学（以下「本学」という）西宮病態モデル研究センター利用規程第8条1項に基づき、西宮病態モデル研究センター（以下「西宮センター」という）P2Aエリア（以下「P2Aエリア」という）での動物実験が、安全かつ有効に行われるよう必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 P2Aエリアの利用は、実験上の制約でP2Aエリア以外での西宮センター利用が可能なものとする。

(繁殖禁止)

第3条 P2Aエリアでの繁殖は禁止する。

(動線)

第4条 他のエリアと同一日に立入する場合には、P2Aエリアの立入を最後に行うこと。

(P2Aエリア内入室)

第5条 利用者は共用廊下側から教職員証・テンキー併用でP2Aエリア更衣室に入室する。

- ② 利用者はP2Aエリア更衣室で館内履きを交換し、P2Aエリア内専用着を着用できる状態まで脱衣後、手指の洗浄及び備付の消毒薬での手指の消毒を行った後、エアシャワー（AS）を浴び、P2A着衣室に抜ける。
- ③ 利用者はP2A着衣室において、P2Aエリア内専用着、および個人保護具（PPE）を着用し、P2Aエリアに入室する。
- ④ 利用者は脱衣室にて専用の履物をはく。

(P2Aエリア内退室)

第6条 利用者はP2A脱衣室において、P2Aエリア内専用着と専用の履物及びPPEを脱衣し、P2A着衣室に入室する。

- ② 利用者はP2AエリアAS内で微酸性水のスミストを浴び、P2A更衣室に抜ける。
- ③ 利用者は入室時の服装に更衣するとともに、必要に応じ手指の洗浄消毒を行う。

(雑則)

第7条 その他の利用については病態モデル研究センター利用細則を適応する。

(その他)

第8条 この細則に定めるもののほか、P2Aエリアの利用に関し必要な事項は、西宮病態モデル研究センター長が別に定める。

(事務)

第9条 この細則の事務は、大学事務部において行う。

(改廃)

第10条 この細則の改廃は、西宮病態モデル研究センター運営小委員会及び病態モデル研究センター運営委員会の審議を経て、学長が決定する。

附則

この細則は、2022年4月1日から施行する。